

議案第 6 4 号

清水町公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町公民館使用条例の一部を改正する条例

清水町公民館使用条例（昭和33年清水町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

1 清水町中央公民館

区分		面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
一階	大集会室	318.91㎡	1,950円	630円
	小会議室	68.00㎡	390円	210円
	老人研修室	64.05㎡	390円	210円
	第1研修室	34.44㎡	260円	210円
	準備室	15.46㎡	130円	100円
二階	第2研修室	58.88㎡	390円	210円
	第3研修室	89.82㎡	650円	210円
	会議室	137.91㎡	910円	310円
	幼児プレイ室	30.50㎡	260円	210円
	調理実習室	86.00㎡	650円	210円
	視聴覚室	58.51㎡	390円	210円

備考

- 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 冷房期間は、6月15日から9月15日までの間とする。
- 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

」を

「

1 清水町中央公民館

区分		面積	基本使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)
一階	大集会室	318.91m ²	1,950円	630円
	会議室 1	68.00m ²	390円	210円
	研修室 1	34.44m ²	260円	210円
	研修室 2	64.05m ²	390円	210円
二階	会議室 2	137.91m ²	910円	310円
	会議室 3	52.75m ²	350円	210円
	研修室 3	89.82m ²	650円	210円
	幼児室	30.50m ²	260円	210円
	調理実習室	86.00m ²	650円	210円
	団体会議室	58.51m ²	390円	210円

備考

- 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。
- 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

」に改める。

別表 2 中

「

1 清水町中央公民館

区分	面積	基本使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)
----	----	-------------------	--------------------

一階	大集会室	318.91m ²	290円	90円
	小会議室	68.00m ²	50円	50円
	老人研修室	64.05m ²	50円	50円
	第1研修室	34.44m ²	50円	50円
	準備室	15.46m ²	50円	50円
二階	第2研修室	58.88m ²	50円	50円
	第3研修室	89.82m ²	90円	50円
	会議室	137.91m ²	130円	50円
	幼児プレイ室	30.50m ²	50円	50円
	調理実習室	86.00m ²	90円	50円
	視聴覚室	58.51m ²	50円	50円

備考

- 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 冷房期間は、6月15日から9月15日までの間とする。
- 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

」を

「

1 清水町中央公民館

	区分	面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
一階	大集会室	318.91m ²	290円	90円
	会議室1	68.00m ²	50円	50円

	研修室 1	34.44m ²	50円	50円
	研修室 2	64.05m ²	50円	50円
二階	会議室 2	137.91m ²	130円	50円
	会議室 3	52.75m ²	50円	50円
	研修室 3	89.82m ²	90円	50円
	幼児室	30.50m ²	50円	50円
	調理実習室	86.00m ²	90円	50円
	団体会議室	58.51m ²	50円	50円

備考

- 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。
- 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。